

議案第1号 都市行財政制度の改善について

1. 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）が成立し、基礎自治体への権限移譲がさらに進み、現在、「提案募集方式」の導入による地方の発意に根ざした改革がすすめられているが、なお一層の権限移譲を図るとともに、権限移譲にあたっては、地方の担うべき事務と責任とに見合った地方税財政制度の再構築などの財源確保を図り、真の改革を強力に推進すること。
2. まち・ひと・しごと創生事業費（仮称）については、各自治体の実情を十分に勘案し、効果的な施策を進めることができるように継続的な措置とするとともに、地方の独自性を活かし、創意工夫を十分に発揮できる自由度の高い新型交付金については、永続的な措置として制度を構築すること。
3. 国の「財政運営戦略」における地方の一般財源総額の確保に基づき、総額確保の確実な実行を図るとともに、地方税・地方交付税について次の措置を講じること。
 - (1) 国と地方の役割分担に応じた地方税源の充実確保を図るため、税源の偏在性が少ない地方消費税を基本に、国から地方へのさらなる税源移譲を行い、地方一般財源の充実確保を図ること。
 - (2) 地方財政計画の適正化を図ったうえで、財源保障と財源調整の両機能を堅持するとともに、臨時財政対策債によることなく地方交付税総額の安定的確保を図ること。また、国が主導する施策については、その財源手当てを特別交付税によることなく確実に措置すること。
 - (3) 地方交付税の算定における財政需要額並びに財政収入額については、都市の実態に即した算定方法の見直しを図ること。
 - (4) 合併後の自治体の実情を的確に把握し、地方創生に係る地方版総合戦略を展開していく中でも普通交付税の現状維持と実態に即した算定方法の見直しを講じること。
4. 国の財政政策における「マクロ経済政策（フィスカルポリシー）」と、「危機管理政策（国際的にも信用される国債管理）」の両立については、国債等の管理政策として各種指標（国家経済規模・自国通貨建て比率・貸し手国・対外純資産規模など）なども考慮して総合的に議論し、財政信認政策を体系的に構築した上で、国家発展の要請に応える裁量的財政政策への出動を計画的・積極的に可能とするよう、総合的な財政パラダイムを構築すること。
5. 公立病院特例債において、利払い額の一部についてのみ交付税措置の対象とされているが、元金償還のための一般会計からの繰入金についても対象とするとともに、公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還制度の対象範囲の拡大や、公債費負担における対象金利の引き下げなどの改善を行った上で、制度の再開を図ること。また、退職手当債について、発行条件に関する特例措置を継続すること。
6. 地方公共団体における附属機関の設置について、政令により設置が認められている国の規定に準じ、規則・規定等により特別事項を調査・審議する合議制の機関設置が可能とな

るよう地方自治法を改正すること。

7. 法人実効税率の見直しについては、地方自治体の財政に影響を与えないよう、恒久的な代替財源の確保を確実にすること。
8. 社会保障・税番号制度の導入にあたって必要となるシステムやネットワークの改修及び今後予定されている自治体間の情報連携にかかるテスト等の経費については、地方に新たな費用負担が生じないように、国において責任を持って財源を確保すること。また、多くの自治体で生じるシステム整備費の超過負担の補填を図ること。さらに、国が示すスケジュールの実現に向けて必要とする情報や制度導入に伴う詳細内容の早期提示及び制度の周知・啓発に対する財政措置を講じること。
9. 医療機器や薬剤等の購入については消費税が課税されているが、診療報酬は非課税扱いとなっていることから、医療機関の損税負担となっている現状を改善すること。
10. 新たな制度創設や制度改正を行うにあたっては、事前に自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。
11. 地域手当について、地域の一体性を考慮し、近隣市間において同率の支給率とすること。

議案第2号 保健医療・社会保険制度改革等の推進について

1. 医療保険制度改革にあたっては、平成27年1月に政府の社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革骨子がまとめられ、2月には、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会において議論のとりまとめが行われている。これらの中で、国保の財政基盤強化の具体策や運営のあり方の見直しなど、改革の方針が既に明らかにされているが、給付負担の公平を確保し、安定的で持続可能な制度となるよう、国の責任において、すべての国民を対象とする制度への一本化を図ること。なお、制度の移行に当たっては、地方の意見が反映できる仕組みとするとともに、十分な準備期間を設け、保険者及び被保険者への速やかな情報提供を行うなど、被保険者及び自治体の負担軽減に十分配慮すること。また、移行までの期間は、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと、被保険者及び自治体の新たな負担を伴うことなく都道府県単位での広域化を実現させるとともに、国民健康保険制度の財政基盤強化のため、国庫負担割合の早急な引き上げなど、国の責任と負担において、財政措置の拡充を図ること。さらに、現在示されている分賦金方式については、公平な制度として統一料率方式としていくための経過措置とすること。
2. 国民健康保険制度の健全な運営を確保するため、次の措置を講じること。
 - (1) 制度改正にあたっては、被保険者への周知及びシステム改修など十分な準備期間を確保する必要があるため、移行時期を明確にし、早期の情報提供及び政令改正等を行うとともに、システムの改修に係る経費等について、保険者及び被保険者に負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
 - (2) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
 - (3) 非自発的失業者の国民健康保険料の軽減措置及び高額療養費等の自己負担限度額の軽減に伴う保険者への補填について、国の施策として全額財源措置を講じること。
 - (4) 保険基盤安定（保険者支援）制度の充実・強化を図るとともに、中低所得者層に対する保険料の負担軽減策を拡充すること。
 - (5) 特定健診・特定保健指導に係る実施率が指標達成率に満たない場合に実施される、後期高齢者支援金の加算・減算制度を撤廃すること。また、特定健診・保健指導負担金を実施に見合った基準単価に引き上げること。
 - (6) 高騰する療養費支給の適正化のため、国の主導のもと積極的な不正請求防止等への取り組みを図ること。
3. 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。
 - (1) 後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、国の責任において、保険料を抑制するための十分な財政措置を講じるとともに、医療費の地域格差を勘案した保険料率の特例措置の代替支援策を講じること。
 - (2) 後期高齢者医療制度の見直しにあたっては、持続可能で分かりやすく安定した制度とするとともに、制度改正等にかかるシステム構築・改修費等に対して十分な財政措置を講じること。

4. 介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行う必要があるため、将来にわたって市町村の財政負担が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げるなど、必要な財政措置を講じること。なお、公費投入にあたっては、当初示した軽減幅を早急に確保するとともに介護保険制度の円滑な運営及び制度改正の実施にあたっては必要な支援を図ること。また、次の項目について特段の措置を講じること。
 - (1) 介護給付費負担金(施設等給付費 20%・居宅給付費 25%)の別枠で調整交付金(5%)の財源を確保すること。
 - (2) 介護保険料の上昇を緩和するため、国費による財源措置を講じること。また、平成27年度から保険料の低所得者軽減が段階的に拡大されたが、なお一層低所得者対策を強化するとともに、介護保険サービス利用料についても、国の責任において、財政措置も含めて総合的かつ統一的な対策を講じること。
 - (3) 介護保険制度における第1号保険料の設定方法については、世帯概念を用いている賦課方式を改め、本人の所得のみにより賦課する方式に改めること。
 - (4) 訪問介護における生活援助の時間区分の見直しがなされたが、利用者に必要なサービスが確保できるよう、必要に応じ改善策を講じること。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬単価の見直しを行うこと。
 - (5) 施設などの介護基盤の恒久的な整備支援策を講じるとともに、介護現場においては、慢性的な職員不足が続いていることから、介護職員の待遇改善と併せて抜本的な人材不足対策を講じること。また、専門職や地域での生活支援サービスを担う人材等の確保に向けて、自治体との意見調整を行ったうえで、確実に実施するとともに、人材育成やスキルアップのための支援についても強化を図ること。
 - (6) 新しい総合事業(新しい介護予防・日常生活支援総合事業)について、自治体の財政や事務の負担が増大することのないよう、国の責任において確実な措置を講じるとともに、実施時期については各自治体の状況を勘案したものとすること。また、同改正に伴う低所得者の施設利用の居住費を補填する「補足給付」の見直しに係る所得の把握については、資産調査権限を法制化するなど公平性の確保を行うこと。さらに、法制化にあたっては、資産調査に必要な情報を番号法に規定する情報連携の対象に位置付けること。
 - (7) 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、国の責任において当該システムの中核を担う、医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。また、制度改正に伴う事務負担に対する支援措置を講じるとともに、要支援者への支援サービスなどの新たな地域支援事業の実施にあたっては、事業構築に対する自治体への財政的支援措置を講じること。さらに、地域支援事業の上限率については、要支援者の伸び率や各自治体個別の実態を十分考慮し、制度見直しに見合ったものとするとともにサービスの質を担保する十分な支援を行うこと。
 - (8) 制度改正の内容について市町村との連携を十分に図り、早期に国民や事業者への周知徹底を行うこと。
5. 市町村が行う予防接種について、法定受託事務として全額国庫負担とするとともに、それまでの間円滑にかつ安定的に実施できるよう、国の責任において、財源を確保する

こと。また、おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの接種を定期予防接種として位置付け、定期接種化された成人用肺炎球菌ワクチンについては、対象者を65歳以上全員とすること。さらに、医師の確保・混合ワクチンの開発をはじめ住所地外での接種に係る制度整備を図るなど、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築するとともに、接種費用については、国の責任において、全国統一的な委託単価標準の設定を図ること。

平成25年に流行拡大した風しんの蔓延防止、妊婦の風しんり患による胎児への影響を防止するため、成人に対する予防接種対策及び財政支援を講じるとともに、今後の感染症発生時における臨時接種の実施基準など、国による適切な初期対応のあり方について明示すること。また、感染症対策特別促進事業（結核対策特別促進事業）について、前年度に補助対象項目を明確にし、補助申請額全額を確保すること。

6. 妊婦健康診査の公費負担について、引き続き十分な財政措置を講じるとともに、制度運用に必要な支援を行うこと。また、不育症について、その検査、治療の保険適用や補助制度の創設等、必要な公的支援措置を講じること。
7. がん対策の一層の充実を図るため、「がん検診推進事業」と「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」の恒久的な制度化と全額の財政措置を講じるとともに、それまでの間、円滑にかつ安定的に実施できるよう国の責任において、財源を確保すること。また、検診医・読影医や技師の人材確保・育成、医療機器の整備など検診体制の充実に対しても十分な財政措置を講じること。
8. 国の責任において、乳幼児・子ども医療費及びひとり親家庭医療費の無料化制度を創設するとともに、子どもの医療費負担軽減措置の充実と適用範囲の拡大を図ること。
9. 地方が単独で実施している各種医療費助成について、その重要性や必要性に鑑み、全国一律の制度として早期に国において制度化するとともに、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。
10. 小児科、産婦人科や内科、外科などの医師確保について、地域における医師偏在を解消し、地域の実情に応じた柔軟な医療提供体制が構築できるよう、拠点病院から地域へ医師を派遣する仕組みの構築など必要な対策を緊急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。さらに、医師・看護師の確保のため、住宅整備、労働・就業環境の改善を図るための支援策を講じること。また、地域医療構想策定にかかる病床再編については、全国一律に行うことなく、地域の実情に即したものとすること。
11. 年金受給者の生活安定のため、安心できる国民年金制度を再設計するとともに、早期実施を図ること。また、在日外国人等の制度的無年金の障害者及び高齢者について、国の責任において、早期に救済措置を講じること。
12. 戦没者及び戦没者遺族への援護については、法定受託事務であることから、人件費及び事務執行に関する全ての経費を全額国が負担すること。

議案第3号 社会福祉・公的扶助制度等について

1. 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。
 - (1) 児童手当などの今後の制度設計にあたっては、市町村の意見を十分反映し、国が事務費・人件費等を含めた全額を負担するなどの財政措置を図るとともに、認定請求時及び現況届時における被用者確認や配偶者の所得確認などについて、事務手続きを簡素化するなど、市町村の事務負担を極力軽減すること。また、保育料や給食費等を手当から徴収する仕組みについて、真に実効性のあるものとして自治体の裁量で取り組みが行えるよう構築すること。さらに、資格認定については、支給要件に該当した日の翌月から認定すること。
 - (2) 児童扶養手当について、所得制限限度額の緩和等を行うとともに、一部支給制限措置を見直すこと。また、児童扶養手当と障害基礎年金の併給を可能とし、子育て支援施策の充実を図ること。
 - (3) 地域における子育て支援の拠点としての機能が万全に発揮できるよう、保育所及び児童館、放課後児童クラブへの十分な財政措置を講じること。また、認定こども園への移行に際しては、公立幼保連携型認定こども園設置にかかる施設整備の補助制度の創設など、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行に伴う自治体の事務負担の軽減に配慮すること。さらに、児童養護施設等の職員配置基準について、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）に掲げられた水準まで早期に引き上げを図ること。
 - (4) 多様化する生徒指導上の問題等にきめ細かく対応するため、また、LD、ADHD、高機能自閉症等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制を確立するため、通級指導教室の増設及び指導教員の増員と看護師等の医療教員の配置を含めた教職員等の配置基準、及び小学校2年生35人学級の法制化又は加配措置を図るなど、学級編制基準の見直しについて一層の措置を講じること。また、加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの配置及びスクールカウンセラーの配置拡大と活用事業の実施主体の拡充及び補助金の充実を講じること。
 - (5) 子ども・子育て支援新制度開始後においても実施主体である地方の負担増が生じないよう、適切な情報提供及び財政措置を講じること。また、子ども子育て新システム基本制度の中に、公立のこども園、保育所の耐震化などの施設整備費の補助金を創設すること。
 - (6) 小中一貫校設置に関して新設される国庫補助制度の拡充と統廃合に伴う施設整備に関する補助要件の緩和及び補助単価の見直しを図ること。
2. 障害者の自立と社会参加を確実かつ安定的に支援するため、障害者保健福祉施策等について、次の措置を講じること。
 - (1) 障害福祉サービスに要する費用について、事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう報酬額の水准确保を図るとともに、福祉サービスの支給量の上限を定めること。また、障害者グループホームをはじめとした障害者福祉サー

ビスの基盤整備に係る適正な財政措置を講じるとともに、既存住宅のグループホームへの転用について、建築基準法の運用基準を明確にすること。さらに、サービス等利用計画相談支援については、十分な報酬額・人材養成経費・人員基準の要件緩和など必要な措置を講じること。なお、利用計画については、案の有無を支援決定の要件としないとともに、自治体の責任において代替プランを立てなければならない場合は、体制整備に対し支援策を講じること。

- (2) 地域生活支援事業の実施について、市町村及び利用者の負担増にならないよう、十分な財政措置を講じること。また、移動支援事業・日中一時支援事業、地域活動支援センター事業及び日常生活用具給付事業については、自立支援給付事業に含め、義務的経費として財源を確保すること。
 - (3) 身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度について、割引対象車両の制限を撤廃するとともに、制度利用に係る手続きを簡素化するよう、有料道路事業者への指導を行うこと。また、補聴器の交付基準・修理基準について、聴覚障がい者の実情にあった基準とするとともに、身体障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児補聴器購入について、補装具費の支給制度において対応すること。
 - (4) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の軽減措置を講じること。また、人工内耳について、補装具として位置づけるとともに、更新時においても健康保険を適用できるようにするなど、利用者負担の軽減を図ること。
 - (5) 障害者総合支援法において、施行後3年目を目途として検討することとされている項目について、障がいのある当事者はもとより、事業者や地方自治体の意見が十分に反映されるよう措置を講じること。
 - (6) 制度改正にあたっては、事業の円滑な推進を図るため自治体と十分協議し、十分な準備期間を設けること。また、制度改正に伴い必要となる電算システムの改修等に対して十分な財政措置を講じること。
3. 生活保護制度の抜本改革について、次の通り特段の措置を講じること。
- (1) 生活困窮者自立支援法に係る事業の実施については、生活保護に至る前の自立支援策を強化するものであるから、セーフティネット支援対策等事業費補助金など、その経費は全額国庫負担とすること。また、安心生活創造推進事業から移行した地域における生活困窮者のための共助の基盤づくり事業について、地域福祉の視点で取り組むこととし、当初の計画どおりの補助率、期間等による継続した支援を講じること。さらに、修学支援について、日本学生機構における無利子貸付（第1種奨学金）の対象拡大を図るとともに、独自の奨学金制度を設ける自治体に対し支援を講じること。
 - (2) 生活保護は憲法が保障するナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきものであることから、人件費及び訪問に必要な経費を含む経費を全額国が負担すること。
 - (3) 増加する医療扶助等の抑制に向け、一部自己負担制度の導入を図ること。また、生活保護申請者及び受給者における扶養義務責任範囲の強化を図ること。

- (4) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有（使用）条件を緩和すること。
4. 高齢者が社会の担い手として、知識・経験・能力を活かしていきいきと働き、社会活動に参加することを支えるよう、シルバー人材センター運営助成について、運営費補助単価限度額を平成17年度の水準まで回復を図ること。また、国の補助金額は府県の子算措置に影響されることなく、運営費補助単価限度額に基づき交付すること。
 5. 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、自治体がすすめる自殺対策事業に対し継続的かつ十分な財政支援を講じるとともに、各自治体の対策が一層本格的に講じられるよう、法改正も含めて環境整備を図ること。また、国・地方を挙げた総合的なセーフティーネットの構築について積極的な検討をすすめること。

議案第4号 都市基盤の整備促進等について

1. 地域の活性化をはかり、国土の均衡ある発展を目指すとともに、近畿圏における次のプロジェクトの推進に必要な措置を講じること。
 - (1) 高速道路をはじめとする広域幹線道路等の整備にあたっては、沿接未利用地の積極的な活用をはじめ、交通利便性等を活かしたプロジェクトの実施を行うなど、地域の実情等を十分に勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。また、地域住民の日常生活に必要な不可欠な地域公共交通の確保、機能強化、及び維持可能なネットワークを形成するため、地域の実情に応じた新しい交通システムの導入に向け、必要な制度を構築すること。さらに、地域社会の発展と慢性的な渋滞を解消するための道路整備は、災害対応、渋滞対策等地域の実情を十分勘案した対応を講じること。
 - (2) 関西文化学術研究都市プロジェクトの推進。
 - (3) 公共交通の活性化や利便性の向上を図る立体交差事業の推進に必要な支援措置。
 - (4) 地域特有の自然・歴史・文化と河川の特性が調和した交流拠点の創出など、水辺環境の整備促進。
2. 地方における道路整備が着実に推進できるよう復興関連予算は通常予算と別枠とし、道路整備財源を安定的に確保すること。また、地域の活性化と発展のため、重要な社会基盤であるコミュニティバス（地域巡回バス）や地域鉄道（第三セクター鉄道）を安定的に維持させるため、補助金制度の拡充と継続及び安定的な財源確保を図ること。
3. 都市計画区域区分の決定や農地転用許可及び農用地区域の設定・除外など、現在、国や府県にある権限の更なる移譲と規制等の緩和措置について、法改正も含めた見直しを図ること。
4. 下水道の普及拡大、整備促進やさらなる機能向上及び公共用水域の水質保全を図るため、次の項目について特段の措置を講じること。
 - (1) 管渠等の整備をはじめ、浸水対策や老朽化する下水道施設の耐震化及び改築・更新について、必要な財政措置を講じるとともに、未普及地域の整備を促進するため、末端管渠整備も含め、対象事業範囲の拡大と補助率の引き上げを図ること。
 - (2) 流域下水道事業に関連する市町村が合併により単一市町村となった後も、引き続き都道府県が施設管理を行えるよう制度改正を図ること。
 - (3) 水洗化普及率の早期向上や効率的な整備促進のため、浄化槽整備事業に対する財政措置の拡充及び助成要件の緩和を図ること。
5. 公共下水道の敷設や私道の公道化について、事業の妨げとなる事例について、法整備あるいは特別措置等により事業推進可能となるよう、方策を検討すること。
6. 安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽化した水道施設の更新、施設の耐震化や安全強化等及び簡易水道事業の上水道への統合について、十分な財政措置及び補助対象事業の条件緩和や石綿管補助事業の復活を図るとともに、水道事業の経営健全化のため、起債の融資条件及び借換制度の条件緩和を図ること。
7. 公共性の高い貴重な資源である地下水の保全を図るため、揚水規制、水質管理の徹底など行政指導が行えるよう法整備を図るとともに、専用水道の設置者及び利用者に対

する負担制度の創設など、地下水利用に係る新たな方策を講じること。

8. 特定多目的ダムの完成後に要する維持管理費と国有資産等所在市町村交付金の分担金について、基本計画の変更により建設事業費が増嵩し、自治体財政に大きな負担と不安を招いている現状に鑑み、利水者負担額の軽減を図ること。また、国の政策転換などによりダム建設事業が中止になる場合については、ダム事業の代替となる地域振興策や治水・渇水対策事業の実施など、中止に伴う諸課題の解決に向けて国の責任において適切な対応を講じること。
9. 定住自立圏構想推進要綱の要件を満たさない広域行政圏事業に係る支援策を講じること。
10. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、真に必要な都市基盤整備や災害対策を計画的かつ効率的に実施できるよう、対象事業の拡大を図るとともに十分な財政措置を講じること。
11. 大都市圏からの大学・専門学校等の地方移転や新設に伴う施設整備費及び運営交付金に対する財政支援や助成制度の創設を講じること。

議案第5号 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

1. 東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、国及び地方自治体における対策の見直しが求められているなか、東南海・南海地震などの大規模地震や各種災害に対応する諸施策を一体的に推進するため、ハード・ソフト両面における一層の財政措置を講じるとともに、次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 日本海側及び太平洋側における地震及び津波に関する被害想定調査を早急に実施するとともに、地域防災計画の見直し、ならびに防災拠点港をはじめとする施設の整備やハザードマップの整備等、防災対策整備について十分な措置を講じること。
 - (2) 防災拠点施設の整備、防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化等の防災対策整備について十分な財政措置を講じること。
 - (3) 建築物の耐震化を円滑に推進するため、耐震対策緊急促進事業の期限を延長すること。また、公立学校施設の非構造部材の耐震化を推進するため、防災機能強化事業の補助率嵩上げや対象工事の基準緩和を図ること。さらに、公立保育所の耐震化工事や、その他公共施設の耐震化関連事業についても同様に予算を確保すること。一方で、耐震化以外の学校施設等の整備や改修についても、公教育を支える立場から必要な財政支援を行うこと。
 - (4) 地震及び津波の被害を確実に防ぐため、防潮(波)堤並びに防潮水門の早急な整備等や老朽化した井堰及び護岸の整備・全面改築のための財政措置を講じるとともに、津波から逃げ切るためのソフト面の対策についても講じること。
 - (5) ため池等整備事業や地震災害等による地すべり・急傾斜地崩壊対策にかかる財政措置の拡充を図るとともに、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和を講じること。
 - (6) 大規模な浸水被害や水難事故をもたらす局地的豪雨に対する、堰堤築造対策などの砂防事業・治山事業・総合治水対策への財政措置の拡充や採択要件の緩和、民間事業者への税制上の優遇措置の要件緩和を図るとともに、土砂災害警戒区域指定の手続きの簡素化や調査・事務作業への支援の拡充及び土砂災害特別警戒区域外の農地に居宅を建て替える際の農地法の転用許可の緩和など、総合的な対策について十分な財政措置を講じること。また、「災害救助法」及び「被災者生活再建支援法」の適用については、同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和するとともに、「被災者生活再建支援法」の適用基準については、「半壊・一部損壊」「床上浸水」などの世帯についても対象とすること。さらに、特別警報の運用について、都道府県単位に加えて市町村単位で発表することや発表時期について検討を加えて、さらなる充実・強化を図ること。
 - (7) 緊急防災・減災事業債の恒久化を図るとともに、総枠の増額及び対策事業の拡充を図ること。
 - (8) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、消防団への支援として適切な報酬及び費用弁償の支給、消防団員の安全確保のための装備充実、機動力強化等に関わる具体的な財政措置を講じること。
2. 東北地方太平洋沖地震による原子力発電所の事故発生を踏まえ、周辺住民の安全・安心確保が不可欠であるため、次の事項について特段の措置を講じること。

- (1) 原子力規制委員会による原子力発電所の安全評価については、新規規制基準を厳格に適用して審査を行い、再稼働については、国において自治体の地域防災計画の実効性について、早期に検証を行い、災害発生時の対応がよりの確に行われるよう支援するとともに、周辺部を含めた関係自治体と住民に対し、原子力規制委員会が審査内容等について十分な説明を行い、その理解を得てから国の責任において判断を行うこと。また、小中高の各学校における原子力防災教育の充実や避難訓練等の実施、防災学習会による住民への周知など、国が積極的に地域防災力向上のための仕組みを設けること。
 - (2) 「緊急防護措置計画範囲」(UPZ)における住民避難対策、モニタリング体制、通報体制等の整備など、原子力防災対策に最大限の支援措置を講じるとともに、原子力事業者と地方自治体との安全協定の締結を義務付けるなど原子力災害対策特別措置法等の改正を行うこと。また、原子力発電所に近接する市町村においても、今後の放射能対策、防災対策には多大な経費が予定されることから、適切な財源対策を講じること。なお、現在、原子力対策として府県に交付されている交付金について、より市町村の実態に即した交付金とするべく、UPZ 圏内市町村を対象とした直接交付制度とすること。
 - (3) 瓦礫や土地の放射能汚染に関し、除染処理や研究を進め、特に湖や河川など水源に被害が及んだ場合を想定した効果的な対策を早急に検討し、実施すること。また、放射性廃棄物の管理、処分方法の方針を策定し、公表すること。
 - (4) UPZ 圏外であっても、地域防災計画を策定している市町村については、UPZ 圏内に準じた措置を講じること。また、原子力災害対策指針に基づき、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域」(PPA)の具体的な範囲及び防護措置の実施の判断の考え方に関する指針等を早期に策定すること。
3. 電力の安定供給確保、及び再生可能エネルギーの利用拡大など次の事項について特段の措置を講じること。
- (1) 現下の厳しい電力状況を踏まえ、電力の安定供給確保に向け、国は責任を持って対処すること。
 - (2) 自然エネルギーへの関心が高まる中、太陽光発電の充実を図るなど、地域特性・資源を活用した一般家庭対象の全ての再生可能エネルギーについて、その設備導入に係る補助制度の創設を図ること。また、再生可能エネルギー固定買取制度について、地域の地理的・環境的状况を勘案し、調達価格・調達期間を定めること。さらに、市町村が行う再生可能エネルギー普及促進事業に対し、財政支援を行うこと。
 - (3) バイオマス利活用の推進・普及を図るため、必要な支援及び財政措置を拡充すること。
 - (4) 新たな国内エネルギーとして注目されている、メタンハイドレードの実用化を強力に推進すること。
4. 平成 25 年の台風 18 号及び平成 26 年 8 月豪雨を踏まえ、由良川全流域の堤防未整備区間の整備および小規模河川等の内水対策(河道掘削・排水ポンプ設置・排水機場整備など)について、早期の対応・支援を行うこと。また、台風 18 号では桂川や宇治川・木津川流域およびその他河川においても甚大な被害が生じており、各市が行う生活再建支援

や復旧・復興について万全の対策を行うとともに、これら河川の溢水・氾濫防止について、堤防整備・河道掘削等及び小規模河川等の内水対策について、早期対応・支援を行うこと。

議案第 6 号 生活環境の整備促進、地域経済の振興などについて

1. 琵琶湖の水質保全、水源かん養、自然的環境及び景観保全等の幅広い観点から、各水域の実情に応じた総合的な保全対策の取り組みに対し、必要な支援を講じること。また、森林整備の担い手の育成と山村地域への定住を促進するため緑の雇用担い手対策事業の継続と必要な予算を確保するとともに、研修事業だけでなく雇用に対する支援等について、事業の拡充を図ること。
2. 地球温暖化並びに地球環境問題への対策を着実に推進するため、次の措置を講じること。
 - (1) 温室効果ガス排出量削減に向けた方向性及び国・地方の役割を、財源も担保した上で具体的に示すこと。
 - (2) 森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能を持つ竹林の整備・活用にかかる支援措置を行うこと。また、国内産木材の利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する財政支援を行うこと。さらに、二酸化炭素排出源等を課税対象とする環境関連税については、市町村に対する新たな税財源とするなど必要な支援を講じること。
 - (3) バイオディーゼル燃料利用車へのメーカー保証措置や燃料供給施設普及のための財政的支援並びに関係法令の見直しによる規制緩和を行い、次世代自動車等の普及を図るとともに、バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の免税措置を講じること。
 - (4) 新エネルギー・省エネルギー機器の技術開発の促進及び機器導入を促すため、再生可能エネルギー発電設備の設置、及び市町村が行う省エネ改修について十分な財政措置を講じること。
 - (5) エネルギー事業者が市町村に必要なデータを提供するよう指導を行なうこと。
 - (6) 微小粒子状物質 (PM2.5) について、実態把握のための監視体制を強化するとともに、自治体が行う測定や成分分析などの費用負担に対する財政措置を図ること。また、PM2.5 に関する総合的な取り組みに基づく精度の高いシミュレーションモデルを構築し、全国一律で周知・運用できる制度を整備すること。さらに、このような地球環境問題については、国家間の協議のみでなく、自治体が行う他国友好都市などとの連携・協力の取り組みに対しても、必要な支援を行うこと。
3. 公衆防犯灯の LED 化推進に対する支援制度を創設するとともに、LED 照明器具の製品規格標準化に向けた取り組みの推進を図ること。
4. 過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）の活性化を図るため、地域の実情に即した総合的かつ積極的な対策や必要な財政措置を講じること。
5. 地方における観光産業の振興に向けて、外国人観光客の受け入れなど観光政策を推進するための環境整備等に対して総合的な支援を充実すること。
6. 企業誘致事業に対する固定資産税の減免による減収補填措置のみならず、企業用地へのアクセス整備や誘致企業への助成等の財政負担に対する支援措置の充実強化を図ること。

7. 中小零細企業経営の安定化と成長を図り、地域経済の維持・発展を促進するとともに、円安による輸入原材料等のコスト高に対応するため、金融対策の維持・拡充及び弾力的運用を図ること。また、企業自身の能力や地域資源を活用し、独自の事業発展、強化を目的とした人的・財政的支援を含む包括的な支援制度を創設するとともに、自治体の事業誘致・企業誘致への支援措置の拡充を図ること。とりわけ、平成26年6月に施行された「小規模企業振興基本法」の趣旨及びその置かれている状況に鑑み、小規模企業への支援策の拡充を講じること。また、消費税が8%に増税され、また平成29年4月にはさらに10%に引き上げられることが想定される中、景気対策となるインフラ整備を優先かつ計画的に取り組み、増税後に不況が生じることのないよう対策を実施すること。さらに、各自治体が行う独自の地域産業活性化対策に対し、継続的に支援策を講じること。
8. 有害鳥獣による農作物被害や畔・ため池などの施設被害及び民家近くへの出没に対応するため、鳥獣被害防止総合対策交付金の継続など、引き続き捕獲及び防除対策に十分な財政措置を講じること。また、有害鳥獣捕獲の担い手確保のため、銃刀法の規制緩和と射撃場の確保を図ること。さらに、鳥獣被害防止対策特別措置法によって設置する「鳥獣被害対策実施隊」が、誤射等により第三者に被害を与えた場合に市町村が負う損害賠償責任について、交付税措置の対象とすること。
9. 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加については、様々な産業分野や地域経済へ多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、国民に対し、詳細な情報を開示し、十分な議論を尽くし、国民的合意を得た上で慎重に対応すること。中でも、農林漁業の再生のため、農林水産関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農林水産業を確立すること。
10. 住民票や戸籍謄本等の不正請求を防止するため、さらなる罰則強化等を行うとともに、請求時に職務上の疎明資料等の添付を義務付けるなどの措置を講じること。
11. コンビニ等での住民票等各種証明書交付サービスについて、今後も特別交付税算入措置を継続するなど、引き続き必要な財政支援を図ること。
12. 地域間の情報格差を是正するために整備した情報通信基盤設備について、民間業者による整備について財政支援を行うとともに、設備更新を含めた維持管理についても、必要な財政措置を講じること。
13. 山砂利採取跡地の修復整備を促進するため、国が行う事業により発生する良質な建設発生土を確保すること。一方で、不適切な残土投棄について、業者のモラル向上と適正な残土処分が実現できるよう、法整備を図ること。
14. 廃棄物処理施設について、循環型社会形成推進交付金の予算確保により制度の安定化を図るとともに、整備、更新及び改修等について必要な財政措置を講じること。また、施設の解体についてもすべての施設が交付対象となるよう必要な制度の拡充を図ること。さらに、海岸漂着ごみ（台風災害等を含む）の処理及び処理施設整備についても必要な

財政措置を講じること。

15. 「容器包装廃棄物」の減量と環境負荷の低減を進めるため、拡大生産者責任を明確にし、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。また、リサイクル費用が製品価格に上乗せとなるようにするなど必要な検討を行うこと。
16. 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、国において早急に公契約法に関する基本の方針等を策定すること。
17. 市民が安心して消費生活相談ができるよう、自治体の消費者行政に対する恒久的な財政措置を講じること。
18. 郵便局の業務については、地域拠点としてのネットワークを維持するとともに、各事業サービスの提供を確実に実施すること。また、特に過疎地域を抱える自治体の住民サービスに支障を来すことがないよう、特段の配慮を図ること。
19. 多文化共生社会の実現に向けて、定住外国籍住民の生活・就労・就学に必要な日本語の学習機会を保障するとともに、外国籍の児童・生徒への日本語指導等を行う専任職員の増員など、必要な法制度等の整備及び財政支援を講じること。
20. 橋梁・道路等の老朽化対策として、橋梁の修繕・架替工事及び橋梁以外の道路構造物の修繕工事が円滑に実施できるよう、国における各種支援及び点検を外部委託する費用を含めて国において必要な支援及び財源を確保すること。また、公共施設の老朽化対策として、公共施設等総合管理計画に基づく除却・更新・統廃合・長寿命化の実施に対しては、財政支援の更なる拡充を図るとともに、国庫補助金制度を活用した施設等を処分する場合は、国庫補助金の返納を不要とすること。さらに、学校施設の長寿命化改良事業について、補助要件としての耐力度基準等の緩和を図ること。一方、国による地方財政措置のない公共施設に対しても、機能の集約化・複合化など公共施設の合理化を進める際には財政措置を講じること。